

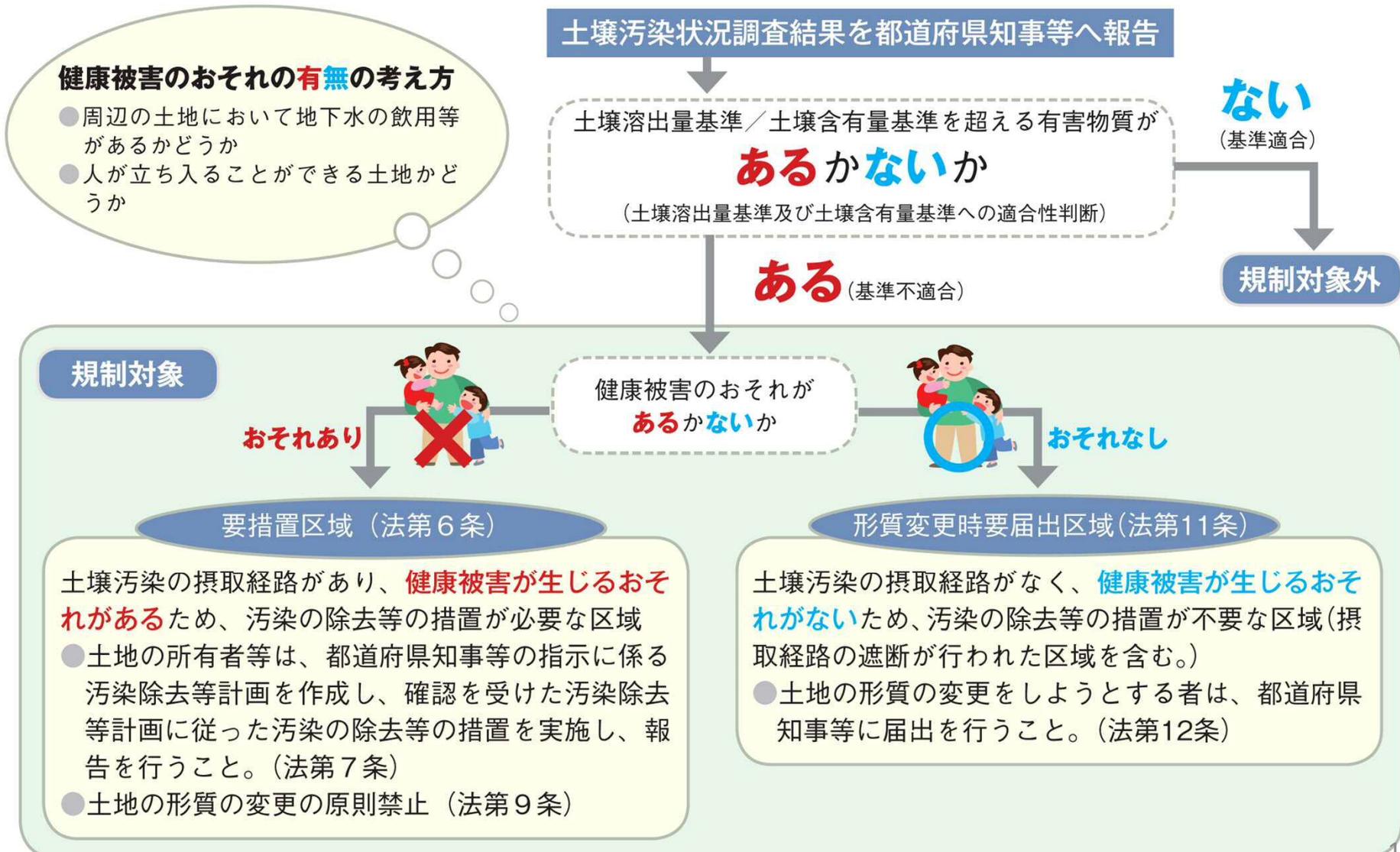
2. 土壤汚染対策法とは

2. 土壤汚染対策法とは 目次

- 2.1 土壤汚染対策法とは
- 2.2 土壤汚染対策法の目的
- 2.3 土壤汚染対策の実施フロー
- 2.4 区域の指定等
- 2.5 汚染除去等の措置

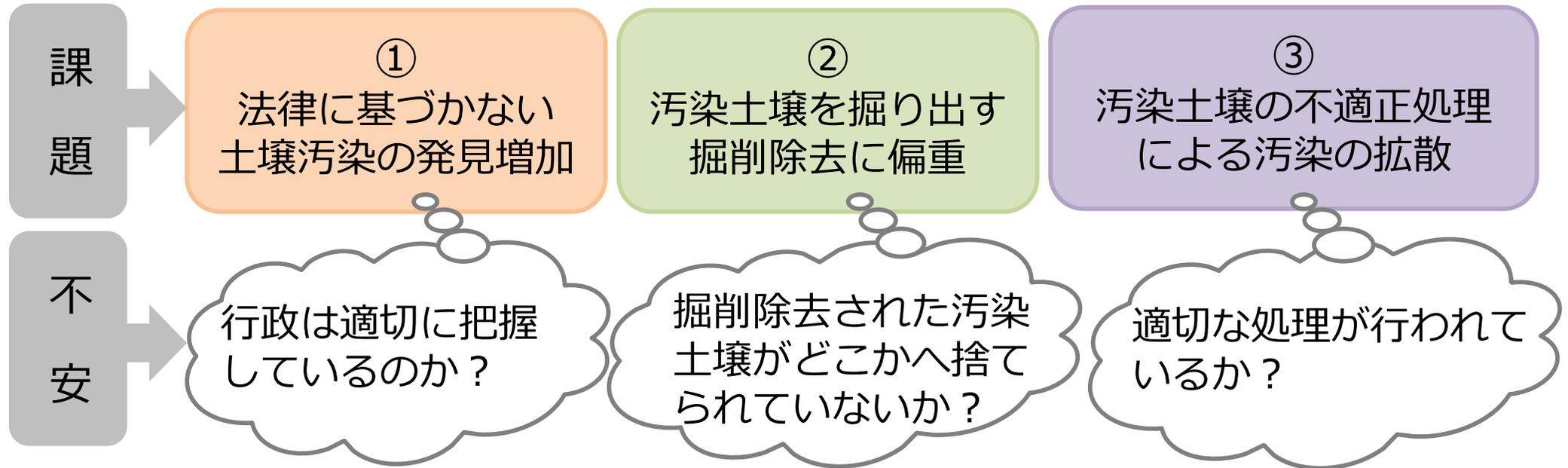
2.1 土壤汚染対策法とは (1) 土壤汚染による健康リスク

土壤汚染対策法は、土地の土壤汚染状況を把握し、その汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように「土壤汚染のある土地や土壤の適切な管理の仕方」について定めている法律です。



2.1 土壌汚染対策法とは (2) 法律の課題と見直し

土壌汚染対策法の成立後、世の中で土壌汚染に対する関心は高まり、いろいろな課題が明らかになりました。



これらの課題の解決に向け、① 調査のきっかけを増やす、② 健康リスクの考え方を理解してもらう、③ 汚染土壌を適切に処理してもらう、ことを目的として、法律が改正されました。

土壌汚染対策法の歩み



2.2 土壌汚染対策法の目的

土壌汚染対策法の目的について法第1条を引用し、以下に説明します。

【土壌汚染対策法 第1条 の引用】

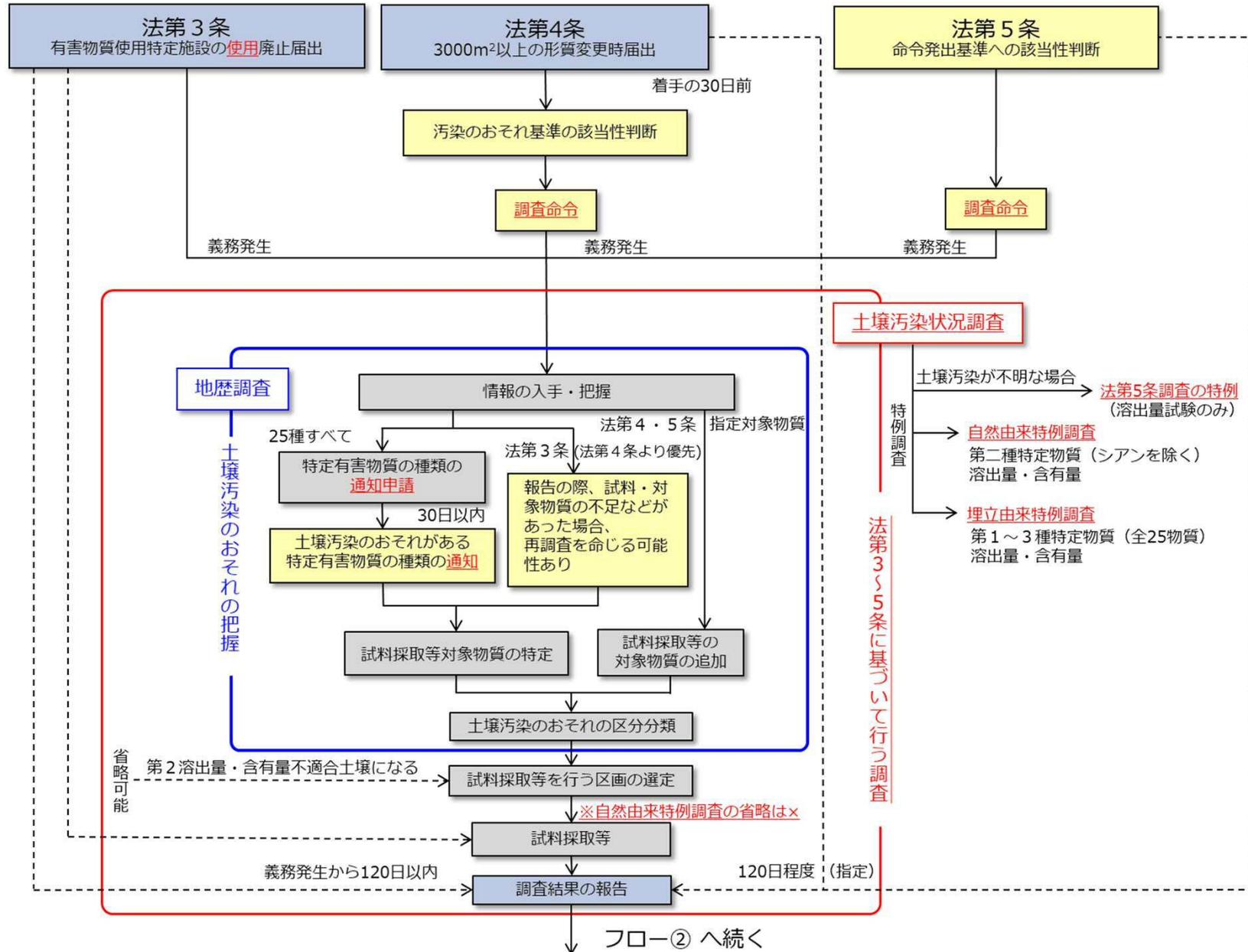
この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置※1およびその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置※2を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する※3ことを目的とする。



- ※1：既に存在する土壌汚染の状況を把握するための調査契機や調査方法を定める。
- ※2：実施された調査によって把握された土壌汚染が、人に健康被害を与えない方法による措置。
- ※3：既に存在する土壌汚染状況の把握および対策を行うことにより、国民の健康を保護する。

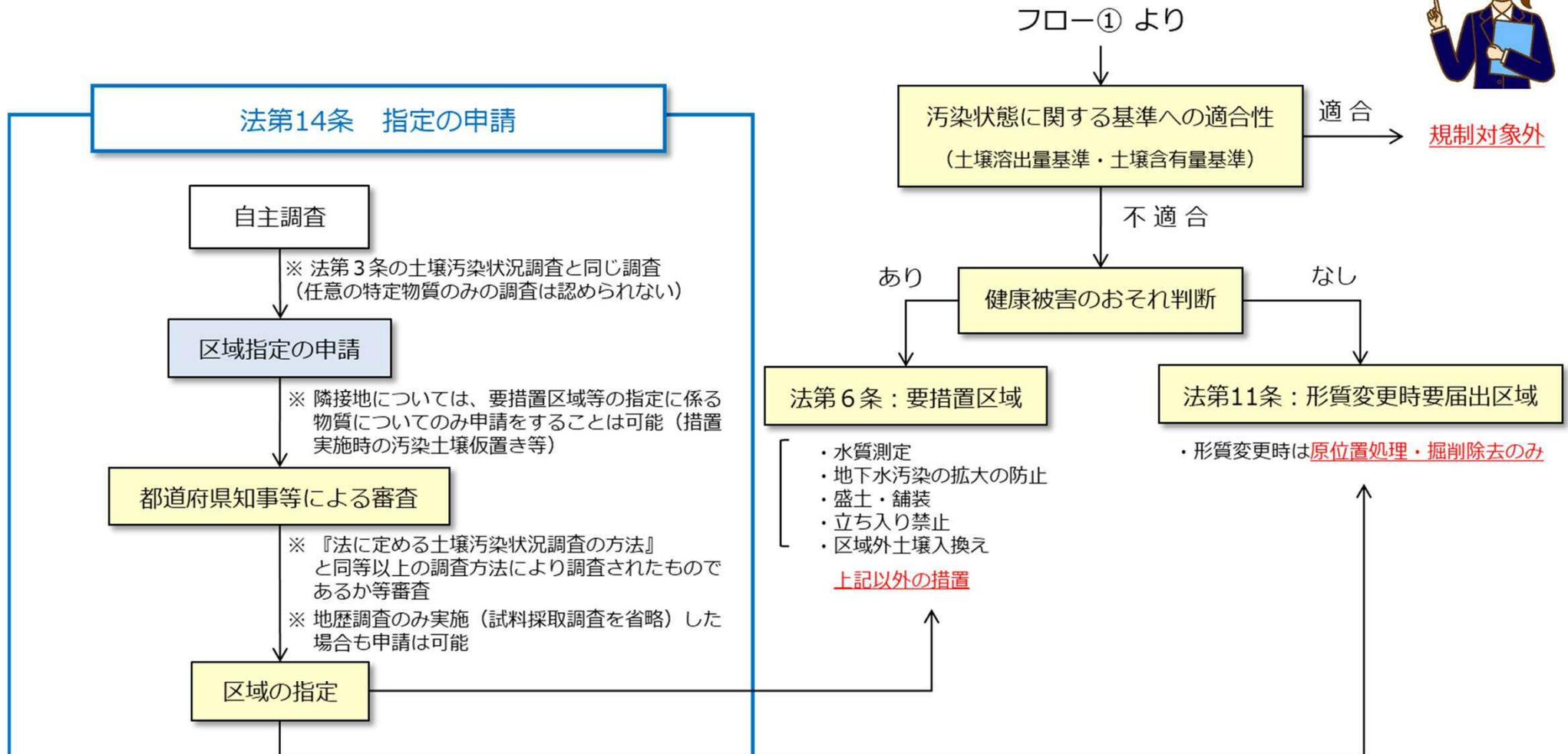
2.3 土壌汚染対策の実施フロー フロー①

土地の所有者等は以下の場合に土壌汚染の状況を調査し、都道府県知事等に報告することが義務づけられています。



2.3 土壌汚染対策の実施フロー フロー②

都道府県知事等は、調査方法が「法に定める土壌汚染状況調査の方法」の内容であるかを審査するとともに、汚染の状況によって《区域の指定》を行います。



申請手続や指定後の土地の形質の変更等の手続のスケジュール等を把握したい場合は、都道府県知事等に事前に相談することが望ましい。

土地を要措置区域ではなく形質変更時要届出区域として適正に管理したい場合は、都道府県知事等に相談しながら手続を進めることが望ましい。

詳細については、3. 調査をご覧ください。

2.4 区域の指定等 (1) 要措置区域および形質変更時要届出区域

土壌の汚染が調査により判明した場合



要措置区域【法第6条】

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。

- ・ 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告する (法第7条)
- ・ 土地の形質の変更の原則禁止 (法第9条)

形質変更時要届出区域【法第11条】

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。

- ・ 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う (法第12条)

詳細については、**4.措置（前半）** **4.1 措置が必要な場合は？** をご覧ください。

2.4 区域の指定等 (2) 区域の指定および公示

区域の指定および公示

【法第6条、法第11条、法第15条】

都道府県知事等は、土壤汚染状況調査の結果、「汚染状態に関する基準」に適合しない場合、当該区域を「**要措置区域**」または、「**形質変更時要届出区域**」として指定し、公示します。また、これらの区域の台帳を備え閲覧に供します。

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定が解除されます



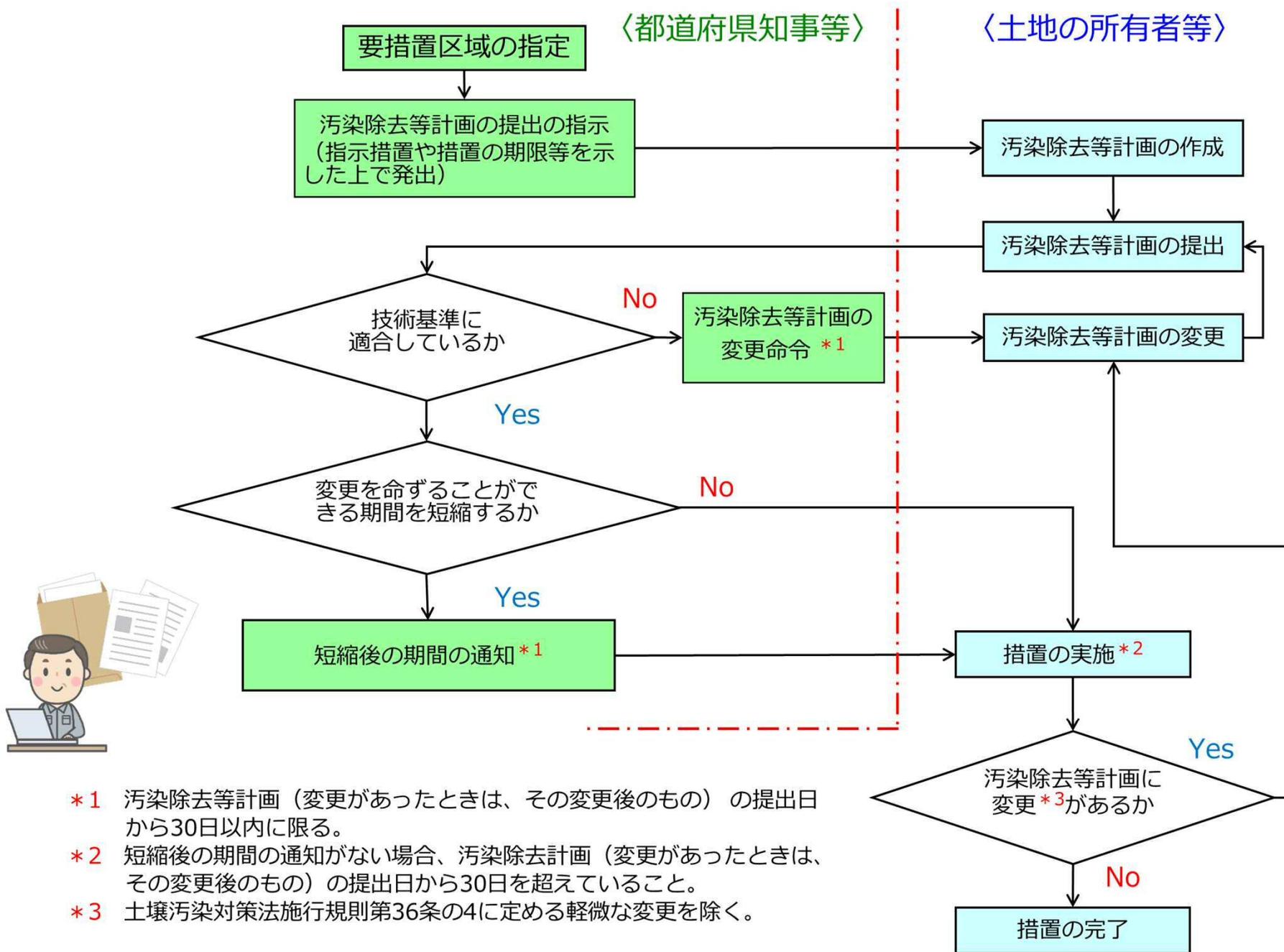
詳細については、

3.調査 3.7 区域指定を受けた土地の確認方法

4.措置 (前半) 4.1 措置が必要な場合は? をご覧ください。

2.5 汚染除去等の措置

(1) 汚染除去等計画の提出のフロー



汚染除去等計画

要措置区域に指定された場合、都道府県知事等は土地の所有者等に対し、講ずべき汚染の除去等の措置やその理由、措置の期限等を示した上で、汚染の除去等の措置に係る計画を作成し、都道府県知事等に提出することを指示します。

これを受けて土地の所有者等が作成する計画を汚染除去等計画といいます。措置を行うにあたっては、実施措置の種類や着手予定時期、完了予定時期、実施措置の種類ごとに定められた事項等を記載した汚染除去等計画を都道府県知事等に提出します。

措置の実施

土地の所有者等は、「指示措置」（都道府県知事から示された講ずべき汚染の除去等の措置）、または「実施措置」（「指示措置」と同等以上の効果を有する措置）を行います。

措置の詳細については、**4.措置（前半）** をご覧ください。

汚染土壌の搬出等に関する規制



- ・ 搬出時の都道府県知事等への事前届出 【法第16条】
要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合には、事前の届出義務があります。
- ・ 運搬基準の遵守・管理票 【法第17条（運搬基準）】 【法第20条（管理票）】
汚染土壌の運搬は、運搬基準の遵守と管理票の交付・保存義務があります。
- ・ 汚染土壌の処理委託 【法第18条】
汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、原則として、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないと定められています。
ただし、汚染土壌処理業者が自ら処理する場合や自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質変更により自ら使用する場合は、委託する必要はありません。

汚染土壌の搬出等に関する規制についての詳細は、

4.措置（後半） 4.2 汚染土壌の運搬・処理 をご覧ください。